

特定疾病診断給付金特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 診断給付金の支払
 第3条 診断給付金の請求手続
 第4条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
 第5条 特約の保険料の払込免除
 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第7条 特約の保険料の自動振替貸付
 第8条 特約の失効
 第9条 特約の復活
 第10条 特約の解約
 第11条 解約返戻金
 第12条 債権者等による解約
 第13条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
 第14条 診断給付金額の減額
 第15条 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効
 第16条 特約の消滅
 第17条 告知義務および告知義務違反
 第18条 重大事由による解除
 第19条 契約者配当
 第20条 特約の更新
 第21条 診断給付金受取人の変更
 第22条 管轄裁判所
 第23条 主約款の規定の準用

配偶者特則※

- 第24条 配偶者特則の付加および責任開始期

- 第25条 配偶者特則の被保険者の範囲
 第26条 配偶者診断給付金の支払
 第27条 配偶者特則の診断給付金額
 第28条 配偶者特則の保険料の払込免除
 第29条 配偶者特則の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第30条 配偶者特則の解約
 第31条 配偶者特則の解約返戻金
 第32条 債権者等による配偶者特則の解約
 第33条 配偶者特則の消滅
 第34条 配偶者診断給付金の受取人の変更

その他の特則

- 第35条 がん保険に付加した場合の特則
 第36条 総合医療保険に付加した場合の特則
 第37条 終身がん保険（08）に付加した場合の特則
 第38条 保険料一時払に関する特則
 第39条 主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合の特則

低解約返戻金特則

- 第40条 低解約返戻金特則

※平成22年3月2日以降、この特約への配偶者特則の付加を取扱っていないため、すでに締結された配偶者特則が更新する場合を除き、配偶者特則を適用することはありません。

特定疾病診断給付金特約条項

(平成10年5月2日制定)

(平成24年4月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が悪性新生物（がん）に罹患した場合および急性心筋梗塞または脳卒中に罹患しそれぞれ所定の状態に該当した場合に、一定額の診断給付金の支払を保障するものです。また、配偶者特則が付加された場合には、被保険者の配偶者についても診断給付金の支払を保障します。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

（診断給付金の支払）

- 第2条 この特約で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
診断給付金	<p>被保険者が、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「がん給付の責任開始期」といいます。がん給付の責任開始期以後復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。）以後、この特約の保険期間中に、初めて悪性新生物（別表39）に罹患したと医師によって、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより診断確定されたとき</p> <p>被保険者が、この特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。）以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞（別表39）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日（以下「急性心筋梗塞診療開始日」といいます。）からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 脳卒中（別表39）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日（以下「脳卒中診療開始日」といいます。）からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	診断給付金額	被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に急性心筋梗塞（別表39）または脳卒中（別表39）を発病したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (1) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 3 会社が、診断給付金を支払った場合には、被保険者が第1項に規定する診断給付金の支払事由に該当した時から、この特約は、消滅したものとします。
- 4 急性心筋梗塞診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに被保険者が別表39に定める急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合で、第1項の支払事由に定める「労働の制限を必要とする状態」が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 5 脳卒中診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでに被保険者が別表39に定める脳卒中を直接の原因として死亡した場合で、第1項の支払事由に定める「他覚的な神経学的後遺症」が被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 6 この特約の保険期間が満了した日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中により診断給付金の支払事由に該当した場合または前2項の規定に該当した場合には、この特約の保険期間満了日に該当したものとみなします。
- 7 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、診断給付金の受取人は、第1項、第4項および第5項の規定にかかわらず、保険契約者とします。

（診断給付金の請求手続）

- 第3条 診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 診断給付金の受取人は、前項の診断給付金支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、診断給付金を請求してください。
- 3 診断給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。この場合、診断給付金を支払うために確認が必要な場合に「責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項に「被保険者が悪性新生物と診断確定された時期ならびに保険契約者および被保険者のその事実の知、不知に関する事実」を加えます。
- 4 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、診断給付金（配偶者特則の給付金は含みません。以下、本条において同じ。）の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合 主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合 この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条(指定代理請求人の指定および変更)第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合 配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合 法定相続人の協議により定めた者

5 前項の規定により、会社が診断給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその診断給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6 故意に診断給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

第4条 この特約の保険料が払込まないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による診断給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を診断給付金から差引きます。

2 猶予期間中に、この特約の診断給付金支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を診断給付金から差引きます。

(特約の保険料の払込免除)

第5条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は次の払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに所定の障害状態になったときは、その払込期月)以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。

4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合(この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。)またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分(次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。)を保険契約者(主契約の死亡給付金またはこの特約の診断給付金を支払うときは、給付金の受取人)に払いもどします。

5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。

6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。

7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡給付金またはこの特約の診断給付金を支払うときは、給付金の受取人に支払います。

8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

(特約の保険料の自動振替貸付)

第7条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第10条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

（解約返戻金）

第11条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第3条（診断給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

（債権者等による解約）

第12条 債権者等によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない診断給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3 診断給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、診断給付金の支払事由が生じ、会社が診断病給付金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、診断給付金の受取人に支払います。

（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

第13条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

（診断給付金額の減額）

第14条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の診断給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の診断給付金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第15条 被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

2 前項の場合すでに払込まれたこの特約の保険料は次のように取扱います。

号	がん診断確定の時期	事実の知、不知	すでに払込まれた保険料の取扱
(1)	告知以前	保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき	保険契約者に払いもどします。
(2)	告知以前	保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたとき	払いもどしません。
(3)	告知の時からがん給付の責任開始期の前日まで	保険契約者および被保険者の知、不知を問いません	保険契約者に払いもどします。

3 被保険者ががん給付の責任開始期以後復活の際の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約の復活は無効とします。この場合、この特約の復活の際に払込まれた金額およびこの特約の復活以後に払込まれたこの特約の保険料は、前項の規定に準じて取扱います。

4 本条の適用がある場合には、第17条（告知義務および告知義務違反）または第18条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（特約の消滅）

第16条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

2 前項によってこの特約が消滅した場合で、主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしが無いときは、この特約においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

（告知義務および告知義務違反）

第17条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人が、この特約の診断給付金を詐取する目的または他人に診断給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の診断給付金の請求に関し、診断給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または診断給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	この特約に付加されている配偶者特則または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 診断給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた診断給付金の支払事由による診断給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号ア. からオ. のいずれかに該当した者が診断給付金の受取人のみであり、その診断給付金の受取人が診断給付金の一部の受取人であるときは、診断給付金のうち、その受取人に支払われるべき診断給付金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでに診断給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

- 3 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、診断給付金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し診断給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない診断給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。
- 5 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または診断給付金の受取人に通知します。

(契約者配当)

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(特約の更新)

第20条 主契約が更新された場合には、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

- 2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、この特約の診断給付金額の増額を請求することができます。この場合、主約款の更新時における入院給付金日額の増額の規定を準用します。
- 3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第2条（診断給付金の支払）、第5条（特約の保険料の払込免除）、第15条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、診断給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとして扱います。
- 5 第1項、第2項または第4項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

(診断給付金受取人の変更)

第21条 保険契約者は、この特約の診断給付金の受取人を変更できません。

(管轄裁判所)

第22条 この特約における診断給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

配偶者特則

※平成22年3月2日以降、この特約への配偶者特則の付加を取扱っていないため、すでに締結された配偶者特則が更新する場合を除き、配偶者特則を適用することはありません。

(配偶者特則の付加および責任開始期)

第24条 この特則は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、この特約に付加して締結します。この場合、会社は、保険証券を保険契約者に交付します。保険証券の記載事項については、第1条(特約の締結および責任開始期)第1項の規定を準用します。

2 前項の規定にかかわらず、この特約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たにこの特則の被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特則をこの特約に付加することができます。この場合、会社はこの保険証券を交付しません。

3 この特則の責任開始期は、この特約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特則の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日(主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日)とします。

4 この特則に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、この特約条項の規定を準用します。

(配偶者特則の被保険者の範囲)

第25条 この特則の被保険者は、この特則を締結する際、この特約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者としてします。

(配偶者診断給付金の支払)

第26条 この特則で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
配偶者診断給付金	<p>この特則の被保険者が、この特則の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日(この日以後復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。)以後、この特則の保険期間中に、初めて悪性新生物(別表39)に罹患したと医師によって、病理組織学的所見(剖検、生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより診断確定されたとき</p> <p>この特則の被保険者が、この特則の責任開始期(復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。)以後の疾病を原因として、この特則の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞(別表39)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日(以下「配偶者急性心筋梗塞診療開始日」といいます。)からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 脳卒中(別表39)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日(以下「配偶者脳卒中診療開始日」といいます。)からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	この特則の診断給付金額	主契約の主たる被保険者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、この特則の被保険者がこの特則の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特則の責任開始期以後に急性心筋梗塞(別表39)または脳卒中(別表39)を発病したときでも、この特則の責任開始期以後の原因によるものとみなします。

(1) その疾病について、この特則の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病について、この特則の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者またはこの特則の被保険者が認識または自覚している場合を除きます。
- 3 会社が、配偶者診断給付金を支払った場合には、被保険者が第1項に規定する配偶者診断給付金の支払事由に該当した時から、この特則は、消滅したものとします。
- 4 配偶者急性心筋梗塞診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでにこの特則の被保険者が別表39に定める急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合で、第1項の支払事由に定める「労働の制限を必要とする状態」がこの特則の被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、配偶者診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 5 配偶者脳卒中診療開始日からその日を含めて60日を経過するまでにこの特則の被保険者が別表39に定める脳卒中を直接の原因として死亡した場合で、第1項の支払事由に定める「他覚的な神経学的後遺症」がこの特則の被保険者の死亡時まで継続したと医師によって証明されたときは、会社は、配偶者診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 6 この特則の保険期間が満了した日からその日を含めて60日以内もしくは主契約の死亡給付金の支払事由が生じたことによりこの特則が消滅した日からその日を含めて60日以内に、この特則の被保険者が第1項に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中により配偶者診断給付金の支払事由に該当した場合または前2項の規定に該当した場合には、この特則の保険期間満了日またはこの特則が消滅した日の前日に該当したものとみなします。
- 7 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、配偶者診断給付金の受取人は、第1項、第4項および第5項の規定にかかわらず、保険契約者とします。

（配偶者特則の診断給付金額）

第27条 この特則の診断給付金額は、この特約の診断給付金額の60%相当額とします。

- 2 この特約の診断給付金額の変更があった場合には、この特則の診断給付金額は同時に同じ割合で変更されます。

（配偶者特則の保険料の払込免除）

第28条 第5条（特約の保険料の払込免除）の規定によりこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、同時にこの特則の保険料の払込みを免除します。

（配偶者特則の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第29条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この特則の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特則の保険料は、この特約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料が払込まれ、この特則の保険料が払込まれない場合には、この特則は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 保険料期間中にこの特則が消滅した場合（この特則の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特則の保険料の払込みが免除された場合には、この特則の未経過保険料を保険契約者（主契約の死亡給付金またはこの特則の診断給付金を支払うときは、給付金の受取人）に払いもどします。

（配偶者特則の解約）

第30条 保険契約者または債権者等は、将来に向かってこの特則を解約することができます。

（配偶者特則の解約返戻金）

第31条 この特則の解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して計算します。また、第11条（解約返戻金）第1項の規定を準用して解約返戻金額を保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第3条（診断給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

（債権者等による配偶者特則の解約）

第32条 債権者等によるこの特則の解約については、第12条（債権者等による解約）の規定を準用します。

（配偶者特則の消滅）

第33条 次のいずれかに該当したときは、この特則は消滅します。

号	配偶者特則が消滅する場合
(1)	この特約が消滅したとき
(2)	この特則の被保険者が戸籍上の異動によりこの特約の被保険者の配偶者でなくなったとき
(3)	第24条（配偶者特則の付加および責任開始期）第2項の規定によってこの特則をこの特約に付加した場合で、この特則の責任開始期前に発生した事由を直接の原因として、この特則の責任開始期以後、この特約の保険料が払込免除となったとき

- 2 前項第2号の場合、保険契約者は、この特則の被保険者である配偶者が被保険者でなくなった事実を証する書類を添えて、直ちに会社に通知してください。
- 3 次のいずれかに該当してこの特則が消滅した場合で、主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、第31条（配偶者特則の解約返戻金）による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特則の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしがなく、

この特則においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

号	配偶者特則が消滅する際に特則の解約返戻金を支払う場合 (主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除きます)
(1)	主契約が消滅したことにより第1項第1号の規定に該当した場合
(2)	第1項第2号または第3号に該当した場合

- 4 この特約の診断給付金が支払われたことによりこの特則が消滅した場合には、第31条（配偶者特則の解約返戻金）による解約返戻金を支払います。

(配偶者診断給付金の受取人の変更)

第34条 保険契約者は、この特則の配偶者診断給付金の受取人を変更できません。

その他の特則

(がん保険に付加した場合の特則)

第35条 この特約ががん保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	がん保険に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「責任開始期」は「普通死亡給付の責任開始期」、第3項の「主契約と同一」は「主契約の普通死亡給付の責任開始期と同一」と、それぞれ読替えます。
(2)	第2条（診断給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中「被保険者」は「主契約の給付金受取人」と読替えます。
(3)	本特約条項中「死亡給付金」は「がん死亡保険金または死亡給付金」、「死亡給付金受取人」は「死亡保険金受取人」と、それぞれ読替えます。ただし、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7項、第16条（特約の消滅）第2項、第29条（配偶者特則の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第33条（配偶者特則の消滅）第3項の「死亡給付金」は「がん死亡保険金、がん高度障害保険金または死亡給付金」、「給付金の受取人」は「その保険金または給付金の受取人」と、それぞれ読替えます。
(4)	第2条（診断給付金の支払）第7項および第26条（配偶者診断給付金の支払）第7項の規定は適用しません。
(5)	保険契約者および主契約の給付金受取人が法人の場合には、第26条（配偶者診断給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中「主契約の主たる被保険者」は「保険契約者」と読替えます。

(総合医療保険に付加した場合の特則)

第36条 この特約が総合医療保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	総合医療保険に付加した場合
(1)	主契約の終身払込終身総合医療保険契約への変更の際に別段の申出がないときは、この特約（配偶者特則は除きます。）についても同時に保険期間および保険料払込期間を終身とする終身特定疾病診断給付金特約への変更の請求があったものとします。ただし、この特約が第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により主契約に付加された場合で、この特約の付加日より10年以上経過していないときまたは変更時に会社が主契約の終身払込終身総合医療保険契約への変更を取扱っていないときは、この特約の終身特定疾病診断給付金特約への変更は取扱いません。
(2)	前号の規定によって終身特定疾病診断給付金特約に変更された場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。
(3)	第1号の規定によって終身特定疾病診断給付金特約に変更された場合には、次のとおり取扱います。 ア. 第2条（診断給付金の支払）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、変更前の保険期間と変更後の保険期間を継続した保険期間とみなします。 イ. 変更後の保険契約には、変更時の特約条項および保険料率を適用します。 ウ. 変更前の診断給付金額と変更後の診断給付金額は同額とします。

(終身がん保険（08）に付加した場合の特則)

第37条 この特約が終身がん保険（08）に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	終身がん保険（08）に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「責任開始期」は「普通死亡給付の責任開始期」、「主契約の主たる被保険者」は「主契約の被保険者」、第3項の「主契約と同一」は「主契約の普通死亡給付の責任開始期と同一」と、それぞれ読替えます。
(2)	本特約条項中「死亡給付金」は「がん死亡保険金または死亡給付金」、「死亡給付金受取人」は「死亡保険金受取人」と、それぞれ読替えます。ただし、第2条（診断給付金の支払）第7項の「死亡給付金」は「がん死亡保険金」と読替えます。
(3)	第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7項ならびに第29条（配偶者特則の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項の「給付金の受取人」は「死亡保険金受取人または給付金の受取人」と読替えます。
(4)	保険契約者および死亡保険金受取人（がん死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合でも、主約款の規定により主契約のがん給付金の受取人を被保険者に指定または変更するときは、第2条（診断給付金の支払）第7項の規定を適用しません。
(5)	配偶者特則の規定（第24条（配偶者特則の付加および責任開始期）～第34条（配偶者診断給付金の受取人の変更））は適用しません。

（保険料一時払に関する特則）

第38条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の特約に適用しない規定
第5条（特約の保険料の払込免除） 第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第9項 第7条（特約の保険料の自動振替貸付） 第20条（特約の更新）

（主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合の特則）

第39条 主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合は、次に定めるところによります。

号	主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合
(1)	第2条（診断給付金の支払）第4項および第5項中「主契約の死亡給付金受取人」は「保険契約者」と読替えます。
(2)	第2条（診断給付金の支払）第7項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」は「保険契約者」と読替えます。

低解約返戻金特則

（低解約返戻金特則）

第40条 この特則は、この特約を低解約返戻金特則が付加されている主契約に付加する場合、この特約に付加します。この場合、この特約に配偶者特則を付加することはできません。

2 この特則がこの特約に付加された場合は、次のとおり読替えます。

号	読替えを行う条項	読替え後の規定
(1)	第11条（解約返戻金）	第11条 この特約に解約返戻金はありません。
(2)	第16条（特約の消滅）第2項	2 前項の場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。